

第30号議案

「エデュコレ～多様な教育の博覧会～ in 東京」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

平成29年8月8日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2017年 7月14日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人コアプラス

住所 (所在地) 大阪府大阪市東淀川区西淡路1丁目15-2

代表者名 (ふりがな) たけだ みどり
武田 緑

代表者連絡先 (事務担当者) 06-6195-8372

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	エデュコレ～多様な教育の博覧会～ in 東京		
実施期間	2017年 11月 26日 (日) (1日間)		
実施場所	東洋大学白山キャンパス		
事業内容	目的 ※	日本・世界に存在する多様な「教育のカタチ」。その現場をつくっている人々の思い・願い・問題意識・教育観に学校の教職員や広く教育関係者が触れることで、現場で子どもたちに対してとれる選択肢が増え、よりよい教育実践を生み出せるようになること	
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な学校や教育系団体によるブース出展 ・出展団体、ゲスト、参加者間の対話を生む相互交流カフェスペース ・自分の教育関係者を見つめるリフレクションワーク 	
	対象者	教育関係者 (参加予定人員 200人)	
	参加費	一般3500円 / 学生2500円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	後援申請中：東京都教育委員会		
備考			
<p>申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <u>同意する</u> ・ 同意しない</p>			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

事業予算書

事業名 エデュコレ～多様な教育の博覧会～

団体名 一般社団法人コアプラス

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
参加費収入（一般）	175,000	人件費	470,000
参加費収入（学生）	125,000	講師報酬	180,000
クラウドファンディング収入	485,000	旅費交通費	70,000
		消耗品費	5,000
		広告宣伝費	25,000
		会場費	0
		雑費	35,000
計	785,000	計	785,000

2017年 7月 14日

(備 考)

東京・概要

▶日時 2017.11.26 (日) 10:30-17:30

▶会場 東洋大学白山キャンパス

▶参加費 一般3500円 / 学生2500円

▶内容

- ・多種多様な学校や教育系団体によるブース出展
- ・出展団体、ゲスト、参加者間の対話を生む相互交流カフェスペース
- ・自分の教育関係者を見つめるリフレクションワーク

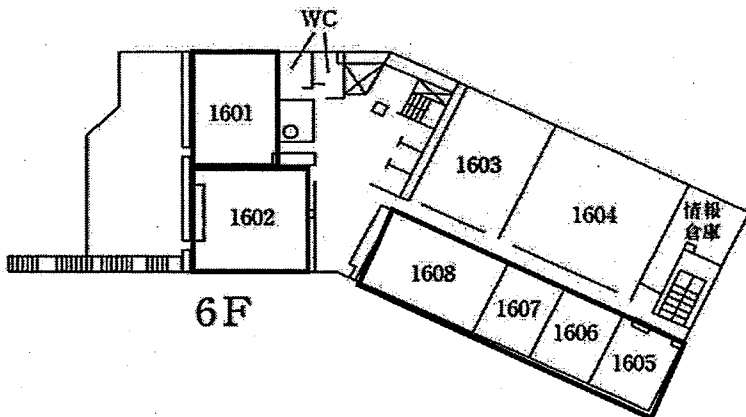
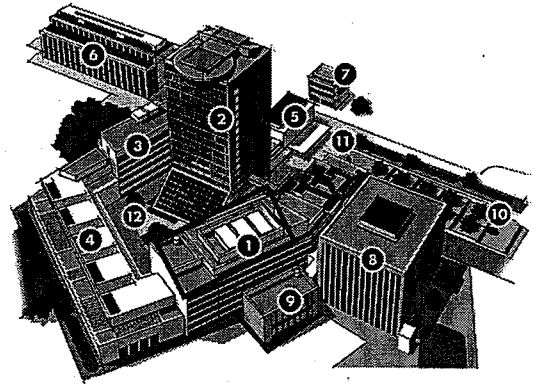
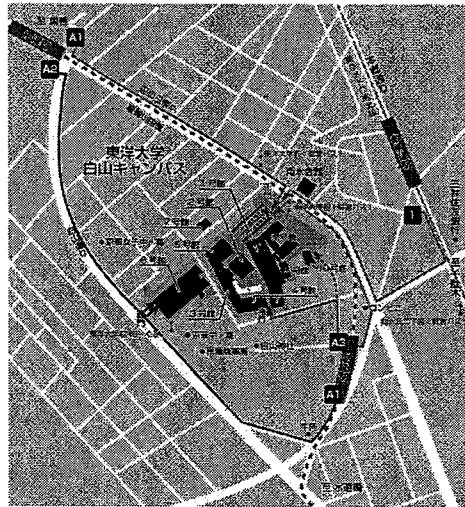
▶運営

主催：一般社団法人コアプラス
 協力：フリースクール全国ネットワーク
 NPO法人授業づくりネットワーク
 後援：東京都教育委員会・文京区教育委員会(予定)

▶想定している出展団体

- ・東京シューレ
- ・シューレ大学
- ・放課後NPOアフタースクール
- ・青春基地
- ・模擬選挙推進ネットワーク
- ・東京コミュニティスクール
- ・フリースクールたまりば&川崎夢パーク
- ・ネクスファ
- ・こたえのない学校
- ・イングリッシュスタジオ
- ・自由の森学園
- ・ジャパフレネ
- ・LITALICO
- ・DEAR
- ・ピースボートこどもの家&グローバルスクール
- ・北星学園余市高校
- ・横浜市立永田台小学校
- ・日本イェナプラン協会
- ・ビーンズ福島
- ・フリースクール方丈舎 など

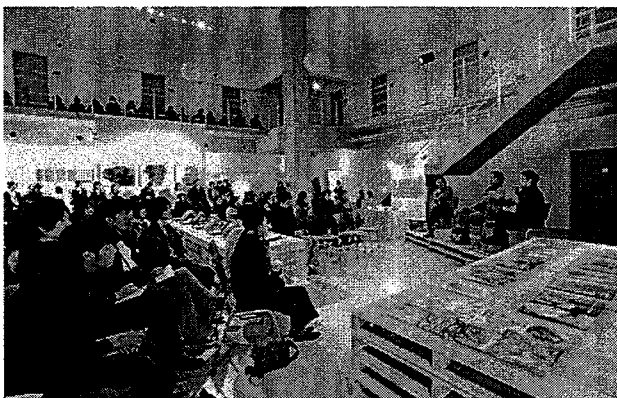
【東京会場】
 東洋大学
 白山キャンパス



- 都営地下鉄三田線「白山」駅
A3出口から「正門・南門」徒歩5分
A1出口から「西門」徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「千石」駅
A1出口から「正門・西門」徒歩7分
- 東京メトロ南北線「本駒込」駅
1番出口から「正門」徒歩5分
- 東京メトロ千代田線「千駄木」駅
1番出口から「正門」徒歩15分
- JR山手線「巣鴨」駅
南口から「正門・西門」徒歩20分
都営バス10分（「浅草海町」行「東洋大学前」下車）
- JR山手線及び東京メトロ千代田線「西日暮里」駅
日暮里・舎人ライナー「西日暮里」駅
都営バス15分（「池袋駅東口」行「東洋大学前」下車）
- 都営バス（第63）「東洋大学前」下車 徒歩1分
- 都営バス（第51、第43）「向丘二丁目」下車 徒歩7分
- 文京区コミュニティバスBーぐる（千駄木・駒込ルート）「東洋大学前」徒歩1分

	1601	1602	1605	1606	1607	1608
10:30-11:00	ブースめぐり	休憩所	非交流 スペース	対話交流 カフェ	キッズ ルーム	ブースめぐり
11:00-11:30				企画1		
11:30-12:00		企画2				
12:00-12:30				企画3		
12:30-13:00		企画1				
13:00-13:30				企画2		
13:30-14:00		企画3				
14:00-14:30				企画1		
14:30-15:00		企画2				
15:00-15:30				企画3		
15:30-16:00		企画1				
16:00-16:30				企画2		
16:30-17:00		企画3				
17:00-17:30	リフレクション					

企画1：トークセッション



【大阪】

会場：立命館大学・コロキウム(180人)

時間：11:30-12:30

【東京】

「社会・世界とつながるための教育」

登壇者：坪谷ニューウェル郁子さん

(東京インターナショナルスクール)

林大介さん

(シティズンシップ教育研究者)

苫野一徳(教育哲学者)

会場：東洋大学・1602教室(150人)

時間：11:30-12:30

企画2：ロールモデルトーク

【大阪】 【東京】

学校の先生や、フリースクールやオルタナティブスタッフ、教育系NPOや企業の方、実践的研究者の方など、15名ほどがゲストとして登場。

自身の実践や研究について、「教育観」を交えてプレゼンしていただく。

- ① ゲスト情報資料を見て、誰と話したいか考える。(5分)
- ② そのゲストのところに行き、小グループで話を聞き、その後自由に話をする。(20分)
- ③ 2人目のところに行き、同様に話を聞き、その後自由に話をする。(20分)
- ④ 3人目のところに行き、同様に話を聞き、その後自由に話をする。(20分)
- ⑤ リフレクション(10分)



企画3：トークセッション



テーマ案

1. 私たちが教育を通して目指したいもの
2. 自分なりの教育哲学をつくっていくためには
3. こどもたちの幸せのために
大人たちにできること
4. 多様な教育関係者がつながっていくために

【大阪】

：立命館大学・コロキウム(180人)

時間：16:00-17:00

【東京】

会場：東洋大学・1602教室(150人)

時間：16:00-17:00

一般社団法人コアプラス定款

●第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人コアプラスと称する。
2 当法人の名称の英文における表示は COREplus とする。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市東淀川区に置く。
2 当法人は、代表理事の承認を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、すべての人が安心してチャレンジできるコミュニティづくりをになうとともに、教育や子どもに関わる多様な立場の人たちが共に学び合う場や機会を創造することを通して、学校教育・社会教育の充実に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども・若者サポート事業
<居場所づくり・学習支援・子ども通貨の運用等>
- (2) 学校・教職員サポート事業
<コンサルティング・人材派遣・研修の請負等>
- (3) 教育・まちづくりに関する学びの場づくり事業
<視察や研修の企画運営・講師派遣・コミュニティカフェの運営、活用等>
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

●第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の二種とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

当法人の目的に賛同して入会し、当法人の事業を賛助・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 9 条 会員がその資格を喪失した時は、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第 10 条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(社員名簿)

第 12 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

●第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第 14 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(機能)

第 15 条 社員総会は、以下の事項を審議、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) その他、運営に関する重要事項

(招集)

第 16 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 18 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 この場合、定足数および議決の適用については、その社員は出席したものとして扱う。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

●第 4 章 理事

(理事の設置)

第 21 条 当法人に、理事 3 名以上 7 名以内を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事、1 名を副代表理事とする。

(選任)

第 22 条 理事は、社員総会において、社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 代表理事および副代表理事は、理事の互選によって理事の中から定める。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任された定時社員総会終了後から、次年度の定時社員総会の終了までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

●第 5 章 計算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 26 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第 27 条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第 28 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

●第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 29 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 12 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 30 条 当法人の設立時の理事は、次の通りである。

設立時理事 神野有希 設立時理事 木脇嶺

設立時理事 藤原由香里 設立時理事 武田緑

設立時副代表理事 木脇嶺

設立時代表理事 武田緑

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 31 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

1 住所 大阪府大阪市東淀川区東中島 4 丁目 12 番 19 号

氏名 武田緑

2 住所 大阪府大阪市東住吉区杭全 1 丁目 16 番 30-905 号

氏名 木脇嶺

3 住所 兵庫県加東市下久米 942 番地 1 兵教大学生寄宿舍 6-516 号

氏名 藤原由香里

4 住所 東京都千代田区三番町 7 番地 2 ヴィラロイヤル三番町 407 号

氏名 神野有希

(法令の準拠)

第 32 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人コアプラスの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 25 年 2 月 10 日

設立時社員 武田緑

設立時社員 木脇嶺

設立時社員 藤原由香里

設立時社員 神野有希

理事会・事務局体制

●2017年度

理事会		
代表理事	武田緑	
副代表理事	木脇嶺	(一社) officeドーナツトーク
理事	上野敬峰	ウワノキカク
	神野有希	かつやま子どもの村学園職員
	藤原由香里	京都府小学校教員 (特活)授業づくりネットワーク理事 (特活)グラスルーツ理事
	鵜野彩花	(特活)あつとすくーる

事務局		
事務局員	武田緑	
	木脇嶺	同上
	上野敬峰	同上
	大崎さつき	同志社中学校・高等学校職員
	大崎さつき	同志社中学校・高等学校職員
	石田哲士	常盤会学園1回生
	桂山詩帆	立命館大学3回生
	定岡雄太	大阪教育大学2回生